

2. 個別の事業の内容について

(1) 公益目的事業について

(事業単位ごとに作成してください。)

事業番号	公 3
------	-----

[2]事業の公益性について

定款(法人の事業又は目的)上の根拠	第4条第1項第3号
事業の種類 (別表の号)	(本事業が、左欄に記載した事業の種類に該当すると考える理由を記載してください。)
21	動物用医薬品等は、国民生活上不可欠な物質であり、本事業は動物用医薬品等の基礎的技術開発により、開発促進と安定供給に資するものであるから、国民生活に不可欠な物質等の安定供給の確保を目的とする事業に該当する。

(本事業が不特定多数の者の利益の増進に寄与すると言える事実を記載してください(注1。))			
(下欄事業区分欄から、法人の事業に該当の区分を選択してください。事業区分ごとのチェックポイントがその横に表示されます。該当する事業区分がないと考える場合には、最後の(18)「上記事業区分に該当しない場合」を選択してください。)		チェックポイントに該当する旨の説明	
事業区分	区分ごとのチェックポイント	(左欄に表示されたチェックポイントに対して、できるだけ対応するように、どのように事業を行うのかがわかるように記載してください。)	その他説明事項
(7) 技術開発、研究開発	1.当該技術開発、研究開発が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。 2.当該技術開発、研究開発の名称や結果を公表していなかったり、内容についての外部からの問合せに答えないということはないか。 (注)ただし、受託の場合、個人情報保護、機密性その他の委託元のやむを得ない理由で公表できない場合があり、この場合は、当該理由の合理性について個別にその妥当性を判断する。 3.当該技術開発、研究開発に専門家が適切に関与しているか。 4.当該法人が外部に委託する場合、そのすべてを他者に行わせること(いわゆる丸投げ)はないか。	(1)本事業の成果は、良質な動物用医薬品等の開発・製造技術の向上並びに動物用医薬品等の許可・承認促進による安定的供給により、広く一般社会が利益を享受することができる。 (2)本事業は、国庫補助又は民間補助を受けて実施され、その成果は、事業報告書として公表される。 (3)動物用医薬品に関し、科学技術等の専門知識を有する外部有識者を委員とする委員会を組成し事業を進めている。 (4)事業のうち、試験等については、専門設備を有する施設での実施が不可欠ことから、大学、医薬品製造販売企業等に委託している。	

[3]本事業を反復継続して行うのに最低限必要となる許認可等について(注2)

許認可等の名称	根拠法令	許認可等行政機関

注1 「公益認定等に関する運用について(公益認定等ガイドライン)」における「【参考】公益目的事業のチェックポイントについて」を参考に記載してください。

注2 記載した許認可等を得ている場合には、許認可等の写しを、現在申請中の場合には、当該許認可等の申請書を添付してください。また、「許認可等行政機関」は課名等まで記載してください。